

夕張市役所新庁舎整備事業  
基本契約書（案）

令和8年（2026年）5月1日

夕張市

# 夕張市役所新庁舎整備事業 基本契約書（案）

夕張市役所新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して、夕張市（以下「発注者」という。）は、代表企業である●●並びに構成企業である●●、●●及び●●で構成されるグループ（以下、これらの●者を個別に又は総称して「受注者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。なお、夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定による市議会の建設工事請負契約に関する議決があったときは、この契約を本契約とみなす。ただし、議会の議決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

（目的及び解釈）

**第1条** 基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本契約本文において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定めるところによる。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

**第2条** 発注者は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 受注者は、募集要項及び要求水準書等に示す本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

**第3条** 本事業の期間は、基本契約の締結日から令和27年3月31日までとする。

2 本事業は、夕張市役所新庁舎（以下、「本施設」という。）を設計の上、本施設を事業用地上に建設し、これを発注者に引渡すこと及び本施設を維持管理すること、運營業務に係る付帯事業を実施すること並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

3 受注者は、事業契約及び要求水準書等に従って本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関する受注者の資金調達は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、全て受注者が自己の責任において行うものとする。

（事業日程）

**第4条** 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（役割分担）

**第5条** 本事業の実施において、受注者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- |     |       |        |
|-----|-------|--------|
| (1) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (2) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (3) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (4) | 【会社名】 | 【業務内容】 |

2 代表企業は、契約事務を含め、第3条に定める本事業の期間中、発注者との調整・協議等における受注者の窓口を担うほか、本事業に係る受注者内の全ての調整等の責任を負うものとする。

3 代表企業は原則としてその交代は認めない。ただし、設計・建設期間中の代表企業を維持管理・運営期間において交代することについては、資格・能力上支障がない場合に限り、これを承諾することができる。

（当事者が締結すべき契約）

**第6条** 発注者と設計企業は、募集要項、要求水準書等及び提案書等に基づき、設計業務委託契約を締結する。

2 発注者と工事監理企業は、募集要項、要求水準書等及び提案書等に基づき、工事監理業務委託契

約を締結する。

- 3 発注者と建設企業は、募集要項、要求水準書等及び提案書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。
- 4 発注者と維持管理企業及び運営企業は、募集要項、要求水準書等及び提案書等に基づき、維持管理・運營業務委託契約を締結する。
- 5 前4項に定める各契約と、基本契約との間に、矛盾又は抵触がある場合、前4項に定める各契約が優先するものとする。
- 6 基本協定に基づき、基本契約、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約及び建設工事請負契約は仮契約として締結し、建設工事請負契約の議会の議決をもって、それぞれ本契約として成立するものとする。
- 7 維持管理・運營業務委託契約は、維持管理業務及び運營業務の開始前までに契約するものとする。なお、維持管理・運營業務委託契約の締結前に設計業務委託契約、工事監理業務委託契約又は建設工事請負契約が解除された場合は、維持管理・運營業務委託契約は締結しないものとする。

(設計業務、工事監理業務及び建設業務)

**第7条** 設計業務の概要は、要求水準書及び提案書等に定めるとおりとする。

- 2 設計企業は、発注者との設計業務委託契約締結後、速やかに設計業務に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を発注者に提出し、発注者の確認を得た上で、発注者に引き渡し、設計業務を完了させるものとする。
- 3 建設業務の概要は、要求水準書及び提案書等に定めるとおりとする。
- 4 建設企業は、発注者との建設工事請負契約締結後、速やかに建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、建設業務完了予定日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡し、建設業務を完了させるものとする。
- 5 工事監理業務の概要は、要求水準書及び提案書等に定めるとおりとする。
- 6 工事監理企業は、第2項に定める設計業務完了後、速やかに工事監理業務に着手し、別途合意がある場合を除き、建設業務完了予定日まで要求水準書に従い、工事監理業務を実施する。

(維持管理業務)

**第8条** 維持管理業務の概要は、要求水準書及び提案書等に定めるとおりとする。

- 2 維持管理企業は、維持管理・運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 3 維持管理企業は、維持管理・運營業務委託契約及び要求水準書等に基づき、維持管理期間を通じて、維持管理業務を行うものとする。

(付帯事業)

**第9条** 付帯事業の概要は、要求水準書及び提案書等に定めるとおりとする。

- 2 運営企業は、当該事業を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 3 運営企業は、要求水準書等に基づき、付帯事業を独立採算事業として当該企業の責任と費用において実施するものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

**第10条** 発注者及び受注者は、相手方の承諾がない限り、基本契約上の地位並びに基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

**第11条** 発注者及び受注者は、本事業又は基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意

した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者又は受注者との間で守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する受注者の下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 発注者が本事業にかかる各業務を受注者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

**第12条** 発注者又は受注者が、基本契約に定める条項に違反し、これにより相手方に損害を与えたときは、基本契約において別途定める場合を除き、その損害を相手方に賠償しなければならない。

(基本契約の変更)

**第13条** 基本契約の規定は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

**第14条** 基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

**第15条** 基本契約の有効期間は、基本契約締結の日から維持管理・運営期間の終了の日までとする。ただし、基本契約の終了後も第11条及び第14条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

**第16条** 基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(違約金)

**第17条** 維持管理・運營業務委託契約が維持管理企業又は運営企業の責めに帰すべき事由により締結されない場合は、当該責めに帰すべき事由の存する者は、受注者が提案書類において提案した維持管理・運營業務の初年度のサービス対価Bの100分の10に相当する違約金を発注者に支払わなければならない。

2 前項の場合であって、発注者が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、発注者は、かかる超過額について当該責めに帰すべき事由の存する者に損害賠償請求を行うことができる。

3 維持管理・運營業務委託契約が発注者の責めに帰すべき事由により締結されない場合は、発注者は、維持管理・運営企業の損害（準備に要した実費に限る）を維持管理企業及び運営企業に支払わなければならない。発注者は自らの責めに帰すべき事由以外は、負担を一切行わない。

(その他)

**第18条** 基本契約に定めのない事項、又は基本契約に疑義のある事項については、夕張市の規則によるほか、その都度、発注者及び受注者は、誠実に協議の上これを定めるものとする。

(以下余白)

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 9 年●月●日

発注者： [所在地]  
夕張市長 [市長名]

受注者：（代表企業）  
[住所]  
[企業名]  
[代表者]

（構成企業）  
[住所]  
[企業名]  
[代表者]

（構成企業）  
[住所]  
[企業名]  
[代表者]

（構成企業）  
[住所]  
[企業名]  
[代表者]

## 別紙1

### 定義集

基本契約及び第6条に規定する各契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。  
なお、各用語は五十音順に列記している。

「維持管理企業」とは、●●をいう。

「維持管理業務」とは、要求水準書第8章に規定された業務をいう。

「運営企業」とは、●●をいう。

「運営業務」とは、要求水準書第9章に規定された業務をいう。

「基本協定」とは、発注者と受注者が締結した令和9年●月●日付夕張市役所新庁舎整備事業基本協定書をいう。

「基本契約」とは、発注者と受注者が締結した令和9年●月●日付夕張市役所新庁舎整備事業基本契約書をいう。

「建設企業」とは、●●【個別の企業名又は建設共同企業体名（代表者：●●、構成員：●●）を記載】をいう。

「建設業務」とは、要求水準書第7章に規定された業務をいう。

「建設業務等」とは、工事監理業務及び建設業務を総称していう。

「建設工事完了日」とは、建設工事請負契約に基づいて本施設の発注者への引渡し完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、令和●年●月●日又は建設工事請負契約に基づき変更された本施設の引渡しを行う予定日をいう。

「事業用地」とは、要求水準書第2章の1に規定された本施設の建設敷地をいう。

「工事監理業務」とは、要求水準書第6章、第7章の2及び3に規定された業務をいう。

「構成企業」とは、代表企業以外の企業を個別に又は総称していう。

「事業契約」とは、基本契約及び第6条に規定する各契約の総称をいう。

「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月31日に終了する1年度をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「設計業務」とは、要求水準書第4章に規定された調査業務及び要求水準書第5章に規定された設計業務をいう。

「設計企業」とは、●●【個別の企業名又は設計共同企業体名（代表者：●●、構成員：●●）を記載】をいう。

「設計・建設期間」とは、建設工事請負契約の成立の日から建設工事完了日までの期間をいう。

「設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計企業が作成した基本設計図書及び実施設計図書その他の公共施設についての設計に関する図書をいう。

「代表企業」とは、●●をいう。

「提案書等」とは、受注者が本事業に係る公募手続において発注者に提出した事業者提案、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が基本契約締結までに発注者に提出した一切の書類をいう。

「維持管理期間」とは、建設工事完了日の翌日から令和●年●月●日までをいう。

「運営期間」とは、建設工事完了日の翌日から令和●年●月●日までをいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者及び受注者の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見してもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更には該当しない。

「募集要項等」とは、本事業に関し令和8年4月●日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

「本施設」とは、要求水準書に従い設計し建設される夕張市役所新庁舎をいう。

「本事業」とは、夕張市役所新庁舎整備事業をいう。

「任意提案」とは、要求水準書第9章3に規定された事業をいう。

「要求水準書等」とは、要求水準書及びその添付資料、及びそれらに対する質問及び回答書をいう。

事業日程

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 事業契約の締結     |                     |
| 基本契約            | 令和●年●月●日            |
| 建設工事請負契約        | 令和●年●月●日（仮契約締結日）    |
| 設計業務委託契約        | 令和●年●月●日            |
| 工事監理業務委託契約      | 令和●年●月●日            |
| 維持管理・運営業務委託契約   | 令和●年●月●日            |
| (2) 本施設の設計・建設期間 | 議会の議決を得た日～令和●年●月●日  |
| (3) 本施設の施設引渡予定日 | 令和●年●月●日            |
| (4) 維持管理期間      | 施設引渡日の翌日～令和27年3月31日 |
| (5) 運営期間        | 施設引渡日の翌日～令和27年3月31日 |